特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
11	国民年金に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

久山町は、国民年金に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏洩やその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

無し

評価実施機関名

福岡県糟屋郡久山町長

公表日

平成31年6月30日

I 関連情報

3. 個人番号の利用 ・番号法第9条第1項、別表第一の第31の項 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 〈選択肢〉 ①実施の有無 [実施する] (2)実施しない。 3)未定 ・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二47、48、49、50の項※厚生労働省年金局(H26年10月15日事務連絡)資料より[個人番号を利用する年金事務(市町村が情報提供するもの)参考表2]別表第二第50の項 5. 評価実施機関における担当部署 町民生活課 ②所属長の役職名 町民生活課長 6. 他の評価実施機関無し 久山町役場福岡県槽屋郡久山町大字久原3632番地の92-976-1111 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	」 関連情報							
国民年金法に基づき、届書の受理・報告、裁定請求(福祉年金を含む)の受理・事実の審査、陪審基礎 年金改定請求の受理・保険料免除・学生納付特例に係る届書・申請の受理・事実の審査及びその他の 法定受託事務を行う。 ※特定個人情報ファイルは以下の場合に使用 ・協保験者の資格管理 ・日本年金被標(年金事務所)への異動報告、所得情報提供の進速事務 ・国民年金に関する事務のして見異動による資格教授・会議教養・会企事務所、被保験者の追認による資格教授・会議教養・会企事務所、被保験者と世帯員の所得情報を送付 ・協免除申請の受任と異動による資格教会 ・ 3システムの名称 ・1. Acrocity国民年金 ・2. MICUET番号連携サーバー ・3. 申団サーバー ・3. 申団サーバー ・3. 申団サーバー ・3. 申人を受け、のでは、別表第一の第31の項 ・4. 情報提供本ツトワークシステムによる情報連携 ・ 事号法第9条第1項、別表第一の第31の項 ・ 情報提供本ツトワークシステムによる情報連携 ・ 事号法第9条第1項、別表第一の第31の項 ・ 「実施する」 ・ 実施しない ・ 3・実施しない ・ 3・実施し	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務							
安全改定請求の受理、保険料免除・学生納付特例に係る圖書・申請の受理・事実の書書及びその他の 法定受託事務を行う。 ※特定個人情報ファイルは以下の場合に使用 ・協保験者の資格管理 ・日本年金機構(年金事務所)への異動報告、所得情報提供の進速事務 ・園民年金に関する事務所)への異動報告、所得情報提供の進速事務 ・園民年金に関する事務所)への異動報告、所得情報提供の進速事務 ・国民生金事務所、被限除者と世帯前の所得情報を送付 ・場合金事務所、被限除者と世帯前の所得情報を送付 ・場合験申請の受け、及び事実の書畫 3システムの名称 1. Acrocity国民年金 2. MCULT番号連携サーバー 3. 中間サーバー 3. 中間サーバー 3. 中間サーバー 3. 個人春号の利用 法令上の根拠 ・番号法第9条第1項、別表第一の第31の項 4. 情報提供本ツトワークシステムによる情報連携 ・番号法第9条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第ニ47、48、49、50の項 ・ 番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第ニ47、48、49、50の項 ・ 番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二47、48、49、50の項 ・ 第日実施制用における担当部署 ・ 即民生活課 ・ 日本日本の情報・資料より ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	①事務の名称	国民年金に関する事務						
・		年金改定請求の受理、保険料免除・学生納付特例に係る届書・申請の受理・事実の審査及びその他の 法定受託事務を行う。						
(1転入、転出等の住民異動に伴う液保険者含格の取得、喪失、異動 (2)2の意別達による資格現失 (3)年金事務所へ被保険者の異動を報告 (4)年金事務所へ被保険者の異動を報告 (4)年金事務所へ被保険者の異動を報告 (5)免除申請の受付、及び事実の審査 (5)免除申請の受付、及び事実の審査 (1) Acrocity固民年金 (2. MICJET番号連携サーバー (1) 国民年金情報ファイル名 (1) 国民年金情報ファイル (2. 特定個人情報の用度 (2. 実施しない。) 実施する (3. 実施する。) 1 (2. 実施しない。) 3. 未定 (2. 実施しない。) 3. 未定 (4. 情報連携 (2. 実施しない。) 3. 未定 (4. 生の有無にない。) 3. 未定 (4. 生の有無にない。) 3. 未定 (4. 生の有無にない。) 3. 未定 (4. 生の有無にない。) 4. 生の有無にない。 3. 未定 (4. 生の有無にない。) 4. 生の有無にない。 4. 生の有無にない。 4. 生の有無にない。 5. 評価実施機関における担当都署 (1) 即署	②事務の概要	・被保険者の資格管理						
2. MICJET番号連携サーバー 3. 中間サーバー 3. 中間サーバー 3. 中間サーバー 3. 中間サーバー 3. 個人番号の利用 法令上の根拠 ・番号法第9条第1項、別表第一の第31の項 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 「実施の有無 「実施する 」 ジ票施する シ実施しない シネルによい シネルによい シネルにない シャル・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア		①転入、転出等の住民異動に伴う被保険者資格の取得、喪失、異動 ②20歳到達による資格取得、60歳到達による資格喪失 ③年金事務所へ被保険者の異動を報告 ④年金事務所へ被保険者と世帯員の所得情報を送付						
(1)国民年金情報ファイル 3. 個人番号の利用 法令上の根拠 ・番号法第9条第1項、別表第一の第31の項 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 「実施する] (選択肢) (実施する) (実施しない 3) 未定 ・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第ニ47、48、49、50の項 ※厚生労働省年金局(H26年10月15日事務連絡)資料より (個人番号を利用する年金事務(市町村が情報提供するもの)参考表2) 別表第二第50の項 5. 評価実施機関における担当部署 「①部署 町民生活課 町民生活課 の形成長の役職名 町民生活課長 6. 他の評価実施機関 無し 7. 特定個人情報の関示・訂正・利用停止請求 「協同県糖屋郡久山町大字久原3632番地 092-976-1111 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	③システムの名称	2. MICJET番号連携サーバー						
3. 個人番号の利用 ・番号法第9条第1項、別表第一の第31の項 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 〈選択肢〉 ①実施の有無 [実施する] (2)実施しない。 3)未定。 ②法令上の根拠 ・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二47、48、49、50の項※厚生労働省年金局(H26年10月15日事務連絡)資料より[個人番号を利用する年金事務(市町村が情報提供するもの)参考表2]別表第二第50の項 5. 評価実施機関における担当部署 町民生活課 ②所属長の役職名 町民生活課長 6. 他の評価実施機関無し 久山町役場福岡県糟屋郡久山町大字久原3632番地の92-976-1111 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	2. 特定個人情報ファイル:	名						
・番号法第9条第1項、別表第一の第31の項 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 「実施する	(1)国民年金情報ファイル							
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 「実施の有無 「実施する 」 (選択肢) 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 ・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第ニ47、48、49、50の項 ※厚生労働省年金局(H26年10月15日事務連絡)資料より 「個人番号を利用する年金事務(市町村が情報提供するもの)参考表2]別表第二第50の項 5. 評価実施機関における担当部署 町民生活課 ②所属長の役職名 町民生活課長 6. 他の評価実施機関 無し 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 な山町役場 福岡県糟屋郡久山町大字久原3632番地 092-976-1111 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	3. 個人番号の利用							
①実施の有無 [実施する] (選択肢> 1) 実施しない 3) 未定 2) 実施しない 3) 未定 2) 実施しない 3) 未定 2) 実施しない 3) 未定 2) 実施しない 3) 未定 2 3 3 未定 30 3 4 2 4 5 5 6 5 2 5 2 5 2 5 2 5 2 5 2 5 2 5 2 5	法令上の根拠	・番号法第9条第1項、別表第一の第31の項						
①実施の有無 [実施する] 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 ②法令上の根拠 ・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二47、48、49、50の項 ※厚生労働省年金局(H26年10月15日事務連絡)資料より (個人番号を利用する年金事務(市町村が情報提供するもの)参考表2] 別表第二第50の項 5. 評価実施機関における担当部署 町民生活課 ②所属長の役職名 町民生活課長 6. 他の評価実施機関 無し ス・特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ク、山町役場 福岡県糟屋郡久山町大字久原3632番地 092-976-1111 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	4. 情報提供ネットワークシ							
②法令上の根拠 ※厚生労働省年金局(H26年10月15日事務連絡)資料より (個人番号を利用する年金事務(市町村が情報提供するもの)参考表2] 別表第二第50の項 5. 評価実施機関における担当部署 町民生活課 ②所属長の役職名 町民生活課長 6. 他の評価実施機関無し 一次 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 協同県糟屋郡久山町大字久原3632番地 092-976-1111 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	①実施の有無	[実施する] 1) 実施する 2) 実施しない						
①部署 町民生活課 ②所属長の役職名 町民生活課長 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先 久山町役場 福岡県糟屋郡久山町大字久原3632番地 092-976-1111 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	②法令上の根拠	※厚生労働省年金局(H26年10月15日事務連絡)資料より 「個人番号を利用する年金事務(市町村が情報提供するもの)参考表2〕						
②所属長の役職名 町民生活課長 6. 他の評価実施機関 無し 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	5. 評価実施機関における	担当部署						
6. 他の評価実施機関 無し 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	①部署	町民生活課						
無し 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	②所属長の役職名	町民生活課長						
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 点山町役場 福岡県糟屋郡久山町大字久原3632番地 092-976-1111 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	6. 他の評価実施機関							
気山町役場 福岡県糟屋郡久山町大字久原3632番地 092-976-1111 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	無し							
請求先 福岡県糟屋郡久山町大字久原3632番地 092-976-1111 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	7. 特定個人情報の開示・	訂正・利用停止請求						
	請求先	福岡県糟屋郡久山町大字久原3632番地						
久山町役場 町民生活理	8. 特定個人情報ファイル(の取扱いに関する問合せ						
連絡先 福岡県糟屋郡久山町大字久原3632番地 092-976-1111	連絡先							

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1,000人以上1万人未満]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
いつ時点の計数か		平成31年4月1日 時点					
2. 取扱者	2. 取扱者数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人以上]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
いつ時点の計数か		平成31年4月1日 時点					
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報	保護評価	画書の種類				
	項目評価	-	£ b-= 0 = 1/		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び 3) 基礎項目評価書及び	「全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施 されている。	他機関に	ついては、それぞれ፤	重点項目評 個	曲書乂は全功	貝目評価書において、リス・	ク対策の詳細が記載
2. 特定個人情報の入手(竹	青報提供	はネットワークシステ	ームを通じた	こ入手を除く		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている	
3. 特定個人情報の使用						
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている	
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱い	の委託			[]委託しない
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている	
5. 特定個人情報の提供・移転	(委託や	情報提供ネットワー	クシステムを	上通じた提供]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
6. 情報提供ネットワークシ	ステムと	≤の接続		[〇]接統	続しない(入手) [〇]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
7. 特定個人情報の保管・3	肖去					
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
8. 監査						
実施の有無	[0]	自己点検	[]	内部監査	[] 外部監	·查
9. 従業者に対する教育・啓	発					
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]		<選択肢> 1) 特に力を入れて行っ 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	ている

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年4月1日	I 関連情報 5.評価実施機 関における担当部署 ①部署	町民生活課 国民年金係	町民生活課	事後	
	I 関連情報 5.評価実施機 関における担当部署 ②所属 長 (項目内容変更)	町民生活課長 森 裕子	町民生活課長	事後	
	I 関連情報 7.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	〒811-2592 福岡県糟屋郡久山町大字久原3632番地 久山町役場	久山町役場 福岡県糟屋郡久山町大字久原3632番地 092-976-1111	事後	
	I 関連情報 8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する 問い合わせ 連絡先	〒811-2592 福岡県糟屋郡久山町大字久原3632番地 久山町役場 町民生活課 国民年金係	久山町役場 町民生活課 福岡県糟屋郡久山町大字久原3632番地 092-976-1111	事後	
平成31年4月1日	Ⅱ しきい値判断項目 1.対象 人数 いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
平成31年4月1日	Ⅱ しきい値判断項目 2.取扱 者数 いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
平成31年4月1日	Ⅳ リスク対策		Ⅳ リスク対策	事後	様式変更に伴いリスク対策を 追加